明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する件（国土交通六七四）　一
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（同六七五）　二
○道路に関する件
（中部地方整備局九六）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（九州地方整備局九四）
〔公告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
破産、免責関係　五
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効関係　四一
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　四二
会社その他
会社決算公告　四三

告示

○国土交通省告示第六百七十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の二第一号イ(3)及びロ(3)並びに第二号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成十七年国土交通省告示第五百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

第三第一号ロ中「地震に対して、」及び「（それぞれ地震に係る部分に限る。）」並びに同号ロただし書を削り、同号ハ及びニを次のように改める。

ハ　ロの規定にかかわらず、法第二十条第一項第四号に掲げる建築物のうち木造のもの（以下「木造建築物」という。）については、次に定めるところによることができる。

(1)　地震に対して、建築物全体が、第二第一号イ(2)に定める構造計算（地震に係る部分に限る。）によって構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、建築物全体が令第四十二条、令第四十三条並びに令第四十六条第一項から第三項まで及び第四項（表三に係る部分を除く。）の規定（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法（以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブ工法」という。）を用いた建築物の場合にあっては同告示第一から第十までの規定）に適合することを確かめることによって地震に対して構造耐力上安全であることを確かめたものとみなすことができる。

(2)　地震時を除き、建築物全体が、第二第一号イ(2)に定める構造計算（地震に係る部分を除く。）によって構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、令第四十六条第四項（表二に係る部分を除く。）の規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第一から第十までの規定）に適合するものについては、この限りでない。

ニ　ロ及びハの規定にかかわらず、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあっては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分については、平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを、地震時を除いては令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめることができる。

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第六百七十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
THAI SUZUKI MOTOR CO., LTD.	31／1 RANGSIT-ONGKHARAK ROAD, BUNGYEETHO, THANYABURI, PATHUMTHANI 12130, KINGDOM OF THAILAND	船外機（連続最大出力が30キロワット以下のものに限る。）	平成27年5月25日から平成32年5月24日まで